

協議事項 4. 通院支援タクシー助成券事業の拡充について

協議事項の概要

協議内容	平成 31 年度に古川町内で開始した通院支援タクシー助成券の配布を神岡町内においても実施したい（実施内容は古川町と同様）
提案理由	神岡町内交通網再編により、特に市街地内バス路線の利便性向上が見込まれる一方で、今後民間タクシー事業に影響することが考えられる。バスの見直しに合わせてタクシーの利用促進を実施することで、バスだけでなくタクシーも気軽に利用でき、車がなくても気兼ねなくおでかけできる環境を整備するため。
検討の経緯	飛騨市医師会、飛騨市歯科医師会との調整済 神岡町内タクシー事業者との協議済
事業内容	飛騨市医師会又は飛騨市歯科医師会に所属する医師が運営し、神岡町内に所在する医療機関を受診した交付対象者に対し、医療機関受診後に利用することのできる通院支援タクシー助成券を交付するもの。
交付対象者	①70 歳以上の方 ②身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のいずれかの交付を受けた方 ③介護福祉法の規定により要介護または要支援と認定された方 上記いずれかに該当する方
交付する医療機関	飛騨市民病院、本町クリニック、村沢デンタルオフィス、さくら歯科、夕陽ヶ丘歯科
助成額	400 円（1 回の受診につき一人 1 枚）
有効期限	交付日当日のみ有効
交付開始日	令和 5 年 4 月 1 日
特記事項	利用者が複数人でタクシー利用しても 1 枚の助成
（参考）	令和 3 年度 通院支援タクシー券利用実績（古川町） 3,500 件 助成額合計 1,400 千円

利用イメージは別紙 4 のとおり